

◎新潟県教育委員会訓令第9号

県立学校

令和2年の夏季における新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程の特例を定める規程を次のように定める。

令和2年6月30日

新潟県教育委員会

教育長 稲荷 善之

令和2年の夏季における新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程の特例を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）別表第1から第4に規定する学校（幼稚園を含む。以下「県立学校」という。）に属する一般職の職員（以下「職員」という。）の新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）第8条第1項第1号及び第2項に基づき県立学校の校長（園長を含む。以下「校長」という。）が定める県立学校の夏季休業日における勤務時間の割振りについて、新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程（平成4年新潟県教育長訓令第11号）第5条及び第10条の特例を定めるものとする。

(勤務時間の特例)

第2条 校長は、前条の期間の全部又は一部について職員が請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が仕事と生活の調和を図るためにものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。この場合において、校長は、勤務時間の割振りを行った後、別に定めるところにより教育委員会に報告するものとする。

(実施細目)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。